

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	(仮称) 中央区複合庁舎PFIアドバイザー業務
発 注 課	市民文化局地域振興部区政課
選 定 事 業 者	株式会社日本総合研究所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、（仮称）中央区複合庁舎整備事業におけるモデルプランの検討・作成及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて行う実施方針等の作成から民間事業者との契約締結に至るまでの各種行程において、金融、法務、技術等の多岐に渡る分野に関して支援を行う高度かつ専門的な業務である。</p> <p>そのため、本業務の受託者には、PPP/PFIの性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業や経営、資金調達等に関する高度かつ専門的な知見を有すること、及びそれに基づく優れた企画内容、業務遂行を担保しうる一定程度の実績などが求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務である。このため、公募型企画競争により契約候補者を決定し、その者と随意契約を締結することとした。</p> <p>企画提案者の総合的な能力を「（仮称）中央区複合庁舎PFIアドバイザー業務」企画競争実施委員会で審査した結果、上記事業者の評価が最も高かったことから、随意契約の相手方として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年4月5日